



2022年11月10日

各 位

会 社 名 アズワン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井内 卓嗣  
(コード番号：7476 東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 西川 圭介  
電 話 番 号 06-6447-1210 (代表)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2022年11月10日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第459条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主還元において親会社株主に帰属する当期純利益から特別損益の影響を除いた額を基準として、基準額の50%を配当することを目標とする業績連動型の利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。また、株価動向や財務状況などを考慮しながら、自己株式の取得・消却を必要に応じて検討しております。

また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を遂行することを目的とするものであります。

当社は、2004年9月9日開催の取締役会決議に基づき、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の終値取引（ToSTNeT-2）による買付けの方法により当社普通株式を取得（買付株式数：227,100株、2004年6月29日時点の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する割合：1.60%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）、累計買付総額：663,132,000円）し、2008年1月31日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式を取得（累計取得期間：2008年2月1日～2008年4月30日、累計買付株式数：385,000株、2007年12月31日時点の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）：2.08%、累計買付総額：866,600,500円）し、2010年12月8日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式を取得（累計取得期間：2010年12月9日～2011年3月31日、累計買付株式数：289,600株、2010年11月30日時点の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）：1.49%、累計買付総額：514,695,800円）し、2016年5月13日

開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式を取得（累計取得期間：2016年5月16日～2017年3月31日、累計買付株式数：143,500株、2016年3月31日時点の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）：0.75%、累計買付総額：584,696,000円）し、2017年5月12日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式を取得（累計取得期間：2017年5月15日～2017年12月14日、累計買付株式数：351,700株、2017年3月31日時点の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）：1.85%、累計買付総額：1,999,447,000円）し、2017年8月1日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の終値取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により当社普通株式を取得（買付株式数：266,000株、2017年6月30日時点の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）：1.40%、累計買付総額：1,468,320,000円）し、2022年5月13日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式を取得（累計取得期間：2022年5月16日～2022年9月2日、累計買付株式数：113,200株、2022年3月31日時点の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）：0.30%、累計買付総額：699,572,000円）しております。なお、当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

上記のとおり、当社は、株主還元策としての自己株式の取得を、株価動向や財務状況などを考慮しながら必要に応じて検討しているところ、2022年9月中旬に、当社の主要株主かつ筆頭株主の有限会社井内盛英堂（以下、「井内盛英堂」といいます。本日現在の所有株式数5,183,146株（所有割合（注）：13.90%））より、現金化を目的として、その所有する当社普通株式の一部である当社普通株式1,000,000株（所有割合：2.68%）（以下、「応募意向株式」といいます。）について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。井内盛英堂によれば、井内盛英堂は、所有株式の現金化を企図する金額規模から、井内盛英堂が所有する当社普通株式の全てではなく、そのうち1,000,000株のみを売却する意向を有するに至ったとのこと。なお、井内盛英堂は当社の代表取締役である井内卓嗣の父である井内英夫が代表取締役を務め、また、井内英夫の長女であり、井内卓嗣の配偶者である井内郁江及び井内英夫の次女である池尻由貴が議決権の全てを所有する、井内英夫一族の資産管理を行う資産管理会社であります。なお、当社と井内盛英堂との間で役職員の兼職はなく、また、重要な取引関係もありません。

（注） 「所有割合」とは、当社が2022年10月31日に公表した「2023年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下、「本第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数（41,376,270株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（4,088,706株）を控除した株式数（37,287,564株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。なお、上記自己株式数には、「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社普通株式102,455株を含めております。

これを受け、当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響並びに当社の財務状況等を総合的に考慮し、2022年9月下旬より、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、応募意向株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2022年10月上旬、当社が応募意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるに思いました。また、同時に、自己株式の取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2022年11月9日に提出した2023年3月期第2四半期報告書（以下、「本四半期報告書」といいます。）に記載された2022年9月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約163億円（手元流動性比率2.3ヵ月）であり、自己株式の取得資金として約62億円（注）を充当した後も、当社の手元流動性は101億円程度（手元流動性比率1.4ヵ月）と見込まれ、さらに、当社の今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローは、本四半期報告書に記載された2022年9月末現在の営業活動による連結キャッシュ・フロー25億円の水準に照らして、一定程度蓄積することが見込まれるため、当社

の短期的な支払能力に問題は生じず、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。加えて、自己株式の具体的な取得方法については、①株主間の平等性、②取引の透明性、③市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、市場で取引されている価格との乖離による経済合理性の観点から、井内盛英堂以外の株主による応募は限定的となると考えられ、応募意向株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、及び④井内盛英堂以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2022年10月中旬、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

(注) 10月第1週(2022年10月3日から2022年10月7日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格の単純平均値の百円未満を四捨五入した概算値6,200円に、応募意向株式1,000,000株を乗じて算出した暫定金額です。

そして、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付け価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、2022年10月中旬に、井内盛英堂に対し、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格に対して一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、実施した場合の応募の意向について確認したところ、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率については、2021年1月1日以降に決議され、2022年9月末日までに決議され成立した自己株式の公開買付けの事例29件(以下、「本事例」といいます。)において、10%程度(9%~10%)の事例が17件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社が、2022年10月31日に本第2四半期決算短信を公表しており、当社の2023年3月期第2四半期の業績を含む直近の業績が十分に株価に反映されているものと考えられる市場価格とすることが望ましいと考え、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日までの一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値ではなく、同日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値とすることが妥当であると判断いたしました。

また、当社は、2022年10月12日に、井内盛英堂に対し、当社普通株式の株価動向を踏まえて、本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日である2022年11月10日の前営業日である2022年11月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付け価格とすることを提案したところ、井内盛英堂より、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、会社法第459条第1項及び当社定款第36条の規定に基づく取締役会決議により、直近の株価動向及び過去の株価動向も確認の上、本公開買付け価格を、本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日の前営業日(2022年11月9日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,930円に対して10%ディスカウントを行った価格(円未満を四捨五入。以下、公開買付け価格の計算において同じとします。)である5,337円とすることを決定いたしました。

また、本公開買付け価格である5,337円は、2022年10月11日から2022年11月9日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値6,153円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して13.26%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じとします。)ディスカウントした金額、2022年8月10日から2022年11月9日までの過去3ヵ月間の当社普通

株式の終値の単純平均値 6,236 円に対して 14.42%ディスカウントした金額、2022 年 5 月 10 日から 2022 年 11 月 9 日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 6,182 円に対して 13.67%ディスカウントした金額となります。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、井内盛英堂以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例 29 件のうち、特定の株主が応募を予定する株数に 10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が 15 件と最多であることから、井内盛英堂が応募を予定する株数に 10%程度を上乗せした株数が適切であると考え、応募意向株式 1,000,000 株（所有割合：2.68%）に対して 10%を上乗せした 1,100,000 株（所有割合：2.95%）を上限としております。

本公開買付けにおける買付予定株数は、1,100,000 株（所有割合：2.95%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、応募意向株式 1,000,000 株のうちの一部を取得することとなります。井内盛英堂からは、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募意向株式 1,000,000 株の全てが買付されない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式については、その処分等の方針は未定である旨の回答を得ています。

また、当社は井内盛英堂と 2022 年 11 月 10 日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には応募意向株式（1,000,000 株（所有割合：2.68%））を応募する旨の応募契約（以下、「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約において、井内盛英堂による本公開買付けに対する応募の前提条件は存在しません。なお、当社は、2022 年 10 月中旬に、井内盛英堂より、井内盛英堂が所有する応募意向株式以外の当社普通株式 4,183,146 株（所有割合：11.22%）の所有方針について、継続保有する方針である旨の回答を得ております。

なお、当社の代表取締役である井内卓嗣は、井内盛英堂が井内卓嗣の父である井内英夫が代表取締役を務め、また、井内英夫の長女であり、井内卓嗣の配偶者である井内郁江及び井内英夫の次女である池尻由貴が議決権の全てを有する、井内英夫一族の資産管理を行う資産管理会社であることから、本公開買付けに関して特別利害関係を有することに鑑み、利益相反を回避し取引の公正性を高める観点から、当社と井内盛英堂との事前の協議・交渉には参加しておらず、また、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、その全てを 2023 年 1 月下旬頃に消却する予定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,100,100株（上限）	5,871,233,700円（上限）

（注 1）発行済株式総数 41,376,270株（2022年11月10日現在）

（注 2）発行済株式総数に対する割合 2.66%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注 3）取得する期間 2022年11月11日（金曜日）から2023年1月31日（火曜日）まで

（注 4）買付予定株数以上の応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元（100株）を加算しております。

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議	2022年11月10日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	2022年11月11日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	2022年11月11日（金曜日）
④ 買付け等の期間	2022年11月11日（金曜日）から 2022年12月12日（月曜日）まで（21営業日）

## (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金5,337円

## (3) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、2021年1月1日以降に決議され、2022年10月末日までに買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例を参考に、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと2022年10月中旬に判断いたしました。

当社は、ディスカウント率については、本事例29件において10%程度（9%～10%）の事例が17件と最多であり、当社普通株式の株価ボラティリティを考慮しても、ディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社が、2022年10月31日に本第2四半期決算短信を公表しており、当社の2023年3月期第2四半期の業績を含む直近の業績が十分に株価に反映されているものと考えられる市場価格とすることが望ましいと考え、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日までの一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値ではなく、同日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値とすることといたしました。

以上を踏まえ、当社は、会社法第459条第1項及び当社定款第36条の規定に基づく取締役会決議により、直近の株価動向及び過去の株価動向も確認の上、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日の前営業日である2022年11月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,930円に対して10%ディスカウントを行った価格である5,337円とすることを決定いたしました。

また、本公開買付価格である5,337円は、2022年10月11日から2022年11月9日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値6,153円に対して13.26%ディスカウントした金額、2022年8月10日から2022年11月9日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値6,236円に対して14.42%ディスカウントした金額、2022年5月10日から2022年11月9日までの過去6ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値6,182円に対して13.67%ディスカウントした金額となります。

### ② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから

金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと2022年10月中旬に判断いたしました。

そこで、当社は、2022年10月中旬に、井内盛英堂に対し、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格に対して一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、実施した場合の応募の意向について確認したところ、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率については、2021年1月1日以降に決議され、2022年9月末日までに決議され成立した本事例29件において10%程度(9%~10%)の事例が17件と最多であり、当社普通株式の株価ボラティリティを考慮しても、ディスカウント率を10%とすることが適切であると判断しました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社が、2022年10月31日に本第2四半期決算短信を公表しており、当社の2023年3月期第2四半期の業績を含む直近の業績が十分に株価に反映されているものと考えられる市場価格とすることが望ましいと考え、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日までの一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値ではなく、同日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値とすることが妥当であると判断いたしました。

当社は、2022年10月12日に、井内盛英堂に対し、当社普通株式の株価動向を踏まえて、本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日の前営業日である2022年11月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付け価格とすることを提案したところ、井内盛英堂より、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、会社法第459条第1項及び当社定款第36条の規定に基づく取締役会決議により、直近の株価動向及び過去の株価動向も確認の上、本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日の前営業日である2022年11月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,930円に対して10%ディスカウントを行った価格である5,337円とすることを決定いたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,100,000株	—株	1,100,000株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(1,100,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(1,100,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等

の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 5,899,700,000 円

(注) 買付予定数 (1,100,000 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2023年1月5日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(ア) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税

口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2022年12月12日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、当社の主要株主かつ筆頭株主である井内盛英堂との間で、2022年11月10日付で、本応募契約を締結いたしました。本応募契約において、井内盛英堂による本公開買付けに対する応募の前提条件は存在しません。なお、当社は、2022年10月中旬に、井内盛英堂より、井内盛英堂が所有する応募意向株式以外の当社普通株式4,183,146株(所有割合:11.22%)の所有方針について、継続保有する方針である旨の回答を得ております。



(ご参考) 2022年11月9日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 37,287,572株

自己株式数 4,088,698株

以 上